

44—01 P U D T

決定の記載事項

1. 決定の種類

決定には、特許（商標登録）異議の申立てについての決定と、審判による中間決定と、審判長名による請求書の却下の決定と、除斥、忌避審判の審判による決定（特 § 143、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）とがあり、決定に記載すべき事項については、特施規に規定されている。

2. 記載事項の詳細（当事者系審決の記載事項→45—03）

(1) 特許異議の申立てについての決定（特 § 120 の 6）

決定に記載すべき事項（→67—07 の 3. ）

(2) 商標登録異議の申立てについての決定（商 § 43 の 13）

決定に記載すべき事項（→66—04 の 4. ）

(3) 参加許否の決定（特施規 § 50 の 6）（→57—07 の 3. ）

ア 許可の場合はその結論に費用の負担について記載しない（→47—01 の 3. (3)）。

イ 参加申請人は当事者の表示の最後に記載する。

ウ 参加者の態様、特に当事者のいずれの側に参加を申請するかについては当事者の表示又は結論のいずれにも記載しないのが普通である。

(4) 補正の却下の決定（特施規 § 33）

(5) 請求書の却下の決定（無効審判については、特 § 134 の 2⑨で準用する場合を含む）

ア 請求書が決定によって却下される事由については、特 § 133①②（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）に規定されている（→21—03）。

イ 特 § 133③（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）により審判長が審判請求書を却下する決定をするとき、特 § 133④により理由を付さなければならぬ

い。

ウ 却下の決定書における当事者などの表示（→45—10）

エ 却下の決定書の記名押印

(6) 除斥、忌避の決定

除斥、忌避の決定における記載事項とその注意（→59—05）

3. 記名押印

合議体の各審判官は、全員記名押印しなければならない（特施規 § 50 の 13①）
（押印代替措置→00—02 の 2. ）。

（改訂 H27. 2）